過誤申立書記入方法 (介護予防・日常生活支援総合事業費)

記入項目

- ① 事業所番号
- ② 事業所名称
- ③ 事業所電話番号
- ④ 事業所 F A X 番号
- ⑤ 事業所担当者名
- ⑥ 被保険者番号
- ⑦ 被保険者氏名
- ⑧ サービス提供年月
- ⑨ 申立事由コード(※別表参照)
- ⑩ 申立事由(過誤申立の具体的な理由を記入してください。)

過誤申立をするにあたって・・・

- 介護予防・日常生活支援総合事業費は、「介護・日常生活支援総合事業費過誤申立書」の用紙に 記入してください。
- 同一の利用者に対する過誤申立であっても、事業所ごとに過誤申立をしてください。
- · 請求内容が審査決定済み、もしくは支払済みであるか、必ず確認してください。 **審査中**の請求、「返戻」又は「保留」分については過誤申立できません。
 - 例> 3月提供分(4月に国保連に請求) → 4月は審査中のため過誤申立できません。 5月以降に過誤申立できます。過誤申立提出の 際に、必ず返戻等の確認をしてください。
- 過誤申立書の締切りは、毎月 20日(必着)を予定しています。 休日等の関係で締切日がずれることがありますので、期限が近づいてから申立をする場合は お問い合わせください。締切り後に到着した分につきましては、翌月に国保連に送付となります。 申立件数が多くなる場合は、15日頃までにご提出ください。
- 過誤申立の内容及び金額、再請求等の把握は各事業所でお願いします。

問い合わせ先 新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係

直 通 03-5273-4568

FAX 03-6205-5083

◆ 申立事由コードの設定

4桁のうち前2桁に様式番号、後2桁に申立理由番号を組み合わせた設定となります。



〇 様式番号

様式 番号	様式名称	明細書 様式番号
1 0	介護予防・日常生活支援総合事業費 (訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス) ※様式番号は「10」で固定	様式第2の3

〇 申立理由番号

_				
	申立理由番号	申立内容		
	0 2	請求誤りによる実績の取り下げ ※事業所の請求誤りによる実績の取り下げ		
	4 2	適正化による保険者申立の実績取り下げ		
	9 9	その他(上記以外)の事由による実績の取り下げ		